

(証券コード 4241)
2022年6月7日

株 主 各 位

滋賀県東近江市上羽田町3275番地1
株 式 会 社 ア テ ク ト
代表取締役社長 香 川 恵 一

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月21日（火曜日）午後5時30分（営業時間終了時）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 京都市南区西九条院町17
都ホテル京都八条 地下1階 陽明殿
会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.atect.co.jp/>) に掲載致しますのでご了承ください。

<新型コロナウイルス感染防止への対応について>

株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

- ◎受付で検温を致します。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ◎会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備致します。
- ◎株主総会会場では、株主様座席の間隔を空けての着席をお願いします。
- ◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を可能な限り講じ徹底してまいります。なお、株主総会終了後に経営方針説明会の開催を予定していますが、今後の状況により、株主総会の運営の変更が生ずる場合は、6月15日（水）に以下の当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

<https://www.atect.co.jp/>

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で各国における行動制限に緩和の動きが見られ、世界経済は持ち直しの兆候も見えつつありましたが、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、世界経済及び金融市場の先行きに対する不安が広がり、わが国経済にも今後、深刻な影響が及ぶ恐れが高まっています。

そのような中、当社グループは新中期経営計画『VISION25/30』をスタートし、その1次年度が終了致しました。グループ連結業績は3事業において増収増益となり、連結営業利益は上場以来、過去最高を更新し、売上高営業利益率は10.5%（新中期経営計画目標値：10.0%）と高水準で着地致しました。半導体資材事業においては、第3四半期連結会計期間以降、巣ごもり特需や世界的サプライチェーンの混乱に伴う過剰在庫の反動により、テレビ出荷台数が大きく落ち込み、グループ連結売上高は期首計画値に対し、若干未達となりましたが、衛生検査器材事業及びP I M事業共に売上高は創業以来過去最高を更新しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,086百万円（前期比8.1%増）、営業利益324百万円（前期比99.9%増）、経常利益348百万円（前期比84.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は169百万円（前期比125.8%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次の通りであります。

なお、第3四半期連結会計期間より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを追加しており、当連結会計年度の比較・分析は追加後の区分に基づいております。

【半導体資材事業】

第3四半期連結会計期間に入り、北米での巣ごもり需要の落ち着きとコンテナ不足、材料不足などのサプライチェーンの混乱に伴う、先行き不安から来ていた過剰在庫の調整局面等、テレビ需要の世界的な落ち込みが続き、通期販売数量は前期比10.0%減となりました。売上高においては8K対応スペーサーテープ等の高付加価値製品の比率拡大、円安・韓国ウォン／台湾ドル高により、前期比0.9%増となりました。当第4四半期連結会計期間に入り、テレビ市場においては、やや持ち直しの兆しはありますが先行き不透明な状況は当面続くと考えております。

また、主原料であるPETフィルムにおいても世界的な情勢不安から今後、高騰することが確実となっており、新中期経営計画『VISION25/30』達成に向けた、リカバリー策を早急に講じて参ります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,246百万円（前期比0.9%増）、営業利益129百万円（前期比83.8%増）となりました。

【衛生検査器材事業】

当事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式における食生活の変化、即ち内食需要の急増により、大きく伸長したと考察しております。併せて、東京、大阪に次ぐ第3の営業拠点を福岡にも開設し、従来のテレマーケティングだけではカバーしきれないきめ細かな営業活動も奏効致しました。培地製品の売上高は前期比で111.9%、シャーレ製品においては株式会社HIROTSUバイオサイエンス向けがん検査用シャーレ（N-NOSE）の需要増も相まって、年間販売数量は過去最高の8,200万枚、前期比107.5%となりました。

原価面においては、現在も高騰の一途であるシャーレの主原料であるPS（ポリスチレン）材は第3四半期連結会計期間以降に影響が生じておりますが、シャーレの成形サイクル向上、IoTの進化や自動化による合理化など更なる原価低減活動の効果により、辛うじて、当連結会計年度における当事業の売上総利益及び売上総利益率（52.3%）は創業以来過去最高となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,678百万円（前期比9.2%増）、営業利益146百万円（前期比131.3%増）となりました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第50期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第51期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第52期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第53期(当連結会計年度) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売 上 高	2,955,878	2,977,990	2,855,563	3,086,173
経 常 利 益	194,053	126,685	189,259	348,748
親会社株主に帰属する当期純利益	127,093	38,418	75,191	169,787
1株当たり 当期純利益(円)	29.23	8.76	17.09	38.43
総 資 産	5,362,475	5,338,581	5,743,788	5,791,136
純 資 産	1,665,922	1,626,964	1,720,976	1,902,329
1株当たり 純資産額(円)	370.93	366.09	388.04	428.22

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第50期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第51期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第52期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第53期(当事業年度) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売 上 高	3,027,278	3,042,790	2,972,153	3,202,583
経 常 利 益	166,263	118,516	99,470	335,572
当 期 純 利 益	91,944	28,282	5,583	168,844
1株当たり 当期純利益(円)	21.15	6.45	1.27	38.22
総 資 産	5,737,914	5,662,190	6,070,901	6,025,762
純 資 産	1,900,683	1,884,352	1,874,088	2,040,328
1株当たり 純資産額(円)	424.52	424.58	422.84	459.43

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 当事業年度より、不動産賃貸に係る損益の表示方法を変更し、前事業年度については、当該表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループでは、材料価格の高騰、為替の変動、ウィズコロナ・アフターコロナの衛生検査器材事業の成長、テレビ需要の回復の4つが今後における不確定要素への対応として喫緊の課題となっております。株式会社IHI向け自動車用ターボ部品の安定的な量産体制の確立についても課題であると認識しております。

昨今の目まぐるしく変化する経営環境下において中長期的経営課題を総合的に勘案し、当連結会計年度に進めてきた4つ（PIM事業のターボ部品を含む）の新製品を元に現有の経営資源である「ヒト・モノ・カネ」を最大限に活用した新たな事業ポートフォリオを作成し、より一層の選択と集中による中期経営戦略の、更なる企業価値の向上に努めて参ります。

① 半導体資材事業

第3四半期連結会計期間以降、巣ごもり特需や世界的サプライチェーンの混乱に伴う過剰在庫の反動により、テレビ出荷台数が大きく落ち込み、グループ連結売上高は期首計画値に対し、若干、未達となりました。また主原料であるPETフィルムも世界的な情勢不安から今後、大きく高騰することが確実となっており、新中期経営計画『VISION25/30』達成に向けた、リカバリー策を早急に講じて参ります。

② 衛生検査器材事業

コロナ禍における食品衛生業界の産業構造が大きく変化する中、短期的には、市販用食品が好調に推移していることが奏効したと考えております。今後も目まぐるしく変化する市場環境において、ウィズコロナ・アフターコロナにおける産業構造の変化を注視したきめ細やかな営業活動と柔軟な生産体制を構築すべく、社内の体制を一層、強化して参ります。

また、高騰するシャーレ製品用のPS材料の調達について価格の適正化の時期についての情報収集を行い、収益への影響を最小限に留めて参ります。

③ PIM事業

2021年12月より株式会社IHI向け、ディーゼルVGターボ用部品の量産をスタート致しました。今後については生産効率の向上、品質の安定化に向けた量産技術の構築や人員の安定化など、安定的な供給が可能な体制を強化して参ります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
安泰科科技股份有限公司	4,000千NTドル	100.0%	半導体資材事業
株式会社アテクトコリア	5,540百万KRW	100.0%	半導体資材事業
上海昂統快泰商貿有限公司	1,400千元	100.0% (100.0%)	衛生検査器材事業
株式会社アテクトエンジニアリング	10,000千元	100.0%	半導体資材事業、衛生検査器材事業、PIM事業

(注) 1. 「当社の議決権比率」欄の()内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

2. 安泰科科技股份有限公司は2014年3月末時点で休眠会社となっております。

3. 上海昂統快泰商貿有限公司は、安泰科科技股份有限公司が株式を100%所有しております。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

半導体資材事業 : L S I用スペーサーテープ・リーダーテープ等の製造及び販売

衛生検査器材事業 : ディスポーザブル器材・衛生管理用品の製造及び販売、衛生管理指導及び教育サービス、遺伝子同定サービス

P I M事業 : 粉末射出成形による材料・部品等の製造及び販売

その他の事業 : 不動産賃貸業

(注) 当連結会計年度より、新たに「その他の事業」を追加しております。

(8) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

①当社

名称	所在地
本社及び工場	滋賀県 東近江市
東京営業所	東京都 中央区
大阪営業所	大阪府 大阪市
福岡営業所	福岡県 北九州市
台湾支店	中華民国 台北市
韓国支店	大韓民国 京畿道水原市

②子会社

名称	所在地
安泰科科技股份有限公司	中華民国 台北市
株式会社アテクト코리아	大韓民国 京畿道平澤市
上海昂統快泰商貿有限公司	中華人民共和國 上海市
株式会社アテクトエンジニアリング	滋賀県 東近江市

(注) 安泰科科技股份有限公司は2014年3月末時点で休眠会社となっております。

(9) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
103人	2名減

(注) 上記使用人には、使用人兼務取締役及び臨時使用人（パートタイマー、嘱託、契約社員、顧問及び派遣社員）は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

区分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子	25〔2〕人	2名減	41.9歳	7.0年
女子	24〔5〕人	1名減	35.5歳	5.0年
合計又は平均	49〔7〕人	3名減	38.8歳	6.1年

- (注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 使用人数は就業人員であり、使用人数欄の〔 〕内は、パートタイマー、嘱託、契約社員、及び派遣社員の年間平均雇用人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	735,189
株式会社三井住友銀行	667,326
株式会社滋賀銀行	548,739
株式会社商工組合中央金庫	329,900
株式会社日本政策金融公庫	267,990
株式会社関西みらい銀行	134,616
日本生命保険相互会社	125,000
株式会社京都銀行	111,389
湖東信用金庫	72,400
株式会社新生銀行	23,510
株式会社みずほ銀行	18,170
株式会社池田泉州銀行	1,706

(注) 借入金残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上重要な課題の一つとして考えており、業績の伸長に合わせて、長期的な視野に立ち、安定かつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、経営体質強化に必要な内部留保を確保し、新中期経営計画『VISION25/30』を着実に進めるとともに、業績動向や株主の皆様への利益還元等を総合的に勘案し、1株当たり10円とさせていただきます。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,960,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,436,800株（自己株式15,828株を含む）
- (3) 株主数 1,968名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
三 甲 株 式 会 社	1,454,900	32.90
小 高 得 央	395,900	8.95
佐 藤 弘 之	180,400	4.08
禎 野 修 成	103,400	2.33
岩 橋 陽 介	102,000	2.30
早 川 満	96,020	2.17
東 ケ 崎 尚 美	92,180	2.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	67,300	1.52
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S. A.	46,100	1.04
原 田 正 剛	44,000	0.99

(注) 持株比率は、自己株式数（15,828株）を控除して算出しており、表示桁数未満は切捨て表記しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日におけるストックオプションとしての新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日後に付与したストックオプションとしての新株予約権の状況

2022年3月31日開催の取締役会決議に基づき発行した第18回新株予約権
新株予約権の数

735個

(新株予約権1個につき100株)

新株予約権の目的である株式の数

73,500株

保有者数

使用人 18人 子会社役員 1人

新株予約権の発行価額

無償

新株予約権の行使価額

1株当たり 777円

新株予約権の行使に際して株式を
発行する場合の資本組入額

1株当たり 388円

新株予約権の権利行使期間

2025年4月1日から
2028年3月31日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役の状況

当社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	香川 恵一	社長執行役員 株式会社アテクト코리아 代表取締役社長 株式会社アテクトエンジニアリング 代表取締役社長 上海昂統快泰商貿有限公司董事長 安泰科技科技股份有限公司董事長
取締役	古田 芳浩	専務執行役員 株式会社アテクト코리아 監査役 株式会社アテクトエンジニアリング 取締役
取締役	村山 憲司	株式会社クリハラント 顧問 株式会社NSC 顧問 植田建設工業株式会社 顧問
常勤監査役	樋口 善久	
監査役	草地 邦晴	御池総合法律事務所 パートナー
監査役	橋本 良子	

- (注) 1. 取締役 村山憲司氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 樋口善久、草地邦晴及び橋本良子の各氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 樋口善久氏は、パナソニック株式会社及び同社子会社において長年にわたって経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役 草地邦晴氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役 村山憲司、監査役 樋口善久、草地邦晴及び橋本良子の各氏は、東京証券取引所における有価証券上場規程に定める独立役員であります。
 6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
上席執行役員	福島 良高	PIM事業推進担当
執行役員	徳本 彰	衛生検査器材事業担当
執行役員	横田 剛	半導体資材事業担当・PIM事業営業戦略担当
執行役員	桃井 正信	生産技術・IT担当
執行役員	和田 敦	人事総務・事業管理担当

(2) 当該事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
小高 得央	2021年10月15日	辞任	取締役会長 ペガサスミシン製造株式会社 取締役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定にもとづき、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(4) 役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する下記の役員賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案通り承認可決された場合、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、2022年9月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

①被保険者の範囲

当社および子会社の役員

②保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

ロ. 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

ハ. 役員の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしている。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月19日開催の取締役会において決議承認され、その概要は下記のとおりです。

イ. 確定額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の確定額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ロ. 確定額報酬の額、業績連動等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬は確定額報酬が全部を占める。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は各取締役の確定額報酬の額を決定することである。権限を委任する理由は代表取締役社長が各取締役の役位、職責および能力について最もよく理解しているためである。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、コンプライアンス・人事評価報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、コンプライアンス・人事評価報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会は基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬について株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2014年6月26日開催の第45回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2005年6月24日開催の第36回定時株主総会において年額15百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長の香川恵一が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	78 (3)	78 (3)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査役 (うち社外 監査役)	12 (12)	12 (12)	— (—)	— (—)	3 (3)

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職の状況	関係
社外取締役	村山 憲司	株式会社クリハラント 顧問 株式会社NSC 顧問 植田建設工業株式会社 顧問	(注)
社外監査役	草地 邦晴	御池総合法律事務所 パートナー	(注)

(注) 社外取締役村山憲司氏及び社外監査役草地邦晴氏が兼職している他の法人等と当社との間には重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	村山 憲司	村山氏は、取締役会17回中すべてに出席し、金融機関における永年の法人取引経験の他、上場会社管理部門長として経営全般に携わった知見に基づき、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。
社外監査役	樋口 善久	樋口氏は、取締役会17回中すべて及び監査役会22回中すべてに出席し、上場会社及び関連会社の経理部門での豊富な経験と幅広い知見を当社の経営に反映するという観点から、議案審議等に必要ない発言を適宜行っております。
社外監査役	草地 邦晴	草地氏は、取締役会17回中すべて及び監査役会22回中すべてに出席し、弁護士として培った法務に関する知見に基づく専門的な見地を当社の経営に反映するという観点から、議案審議等に必要ない発言を適宜行っております。
社外監査役	橋本 良子	橋本氏は、取締役会17回中16回及び監査役会22回中21回に出席し、上場会社の事業企画部門等での豊富な経験及び大学教授としての専門的な見地を当社の経営に反映するという観点から、議案審議等に必要ない発言を適宜行っております。

ロ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

村山氏は金融機関における永年の法人取引経験の他、上場会社管理部門長として経営全般に携わった豊富な経験を活かし、監督機能を果たしていただくことが期待されております。当該視点から、当社取締役会において積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただきました。また、コンプライアンス・人事評価報酬委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

③ 社外役員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
社外役員	15	15	—	—	4

5. 会計監査人に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

18,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

18,300千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、(株)アテクトコリアは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である海外支店経費集計に係る意見書の作成業務についての対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結することができる旨の規定を定款第43条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。

また、上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出致します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するための方針として、内部統制システム構築の基本方針を定めており、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - ① 取締役は、自ら率先して当社行動規範を遵守・実践し、使用人の模範となるとともに、善良なる管理者の注意をもって会社のため、忠実にその職務を執行する。
 - ② すべての取締役、監査役、使用人が法令等の遵守を実現するために「コンプライアンスマニュアル」を制定し、これを当社におけるコンプライアンスの手引きとし、コンプライアンスの周知・徹底を図る。
 - ③ コンプライアンス責任者を代表取締役とし、コンプライアンスに関する課題を検討し、リスクを事前に回避するため、コンプライアンス・人事評価報酬委員会を取締役会内に設置し、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部統制室によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を実施する。
 - ④ コンプライアンス・人事評価報酬委員会内に「内部通報制度運用規程」に定める窓口を設置する。
 - ⑤ 当社及び子会社の使用人は、コンプライアンス上の不正な事実を知った場合、「内部通報制度運用規程」に定める窓口である社外監査役及び総務部長に報告・相談をする。「内部通報制度運用規程」に定める窓口及びコンプライアンス・人事評価報酬委員会、或いはコンプライアンス担当取締役は、報告者の秘密を厳守し、報告・相談をしたことによって、報告者に不利益な処遇は一切されない。また、外部からの苦情を受けた場合は、速やかに社外監査役及び総務部長に報告・相談をする。
 - ⑥ 違反者に対しては「懲罰委員会規程」に基づき、制裁を実施するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ① 当社は、業務上取り扱う情報について、「情報システム運用管理規程」、「営業秘密管理規程」に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備する。
- ② 個人情報については、法令、「個人情報保護基本規程」及び「特定個人情報取扱規定」に基づき厳格かつ適切に管理する。
- ③ 「文書取扱規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、保存する。
- ④ 取締役及び監査役は、「文書取扱規程」に定めるとおり、常時、これら文書等を閲覧できるものとする。
- ⑤ 情報開示については、「情報開示規程」に基づき、厳格かつ適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① 当社は、当社の主要リスクを経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、法令違反リスク、環境保全リスク、製品・サービスの品質リスク、情報セキュリティリスク、災害リスクであると認識し、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。これらのリスクに対応するために、リスク管理委員会及び事前評価審議会を設置する。
 - ・ 取締役及び使用人は「職務権限規程」に基づき付与された権限の範囲内で事業活動し、その事業活動に伴う損失（リスク）発生の可能性に注意を払い管理する。付与された権限を越える事業活動を行う場合には「稟議決裁規程」等に基づき、全社的に当該事業活動に関する損失（リスク）を管理する。
 - ・ 「印章取扱規程」による印章取扱の厳格化を行い管理を強化する。
 - ・ 「コンプライアンスマニュアル」により、コンプライアンス意識の向上に努める。
 - ・ 環境基本法を始めとする環境関連法規を遵守するべく、ISO14001：2004規格に従って構築された環境マネジメントシステムに基づいた運用管理を実施する。
 - ・ ISO9001：2008規格に従って構築された品質マネジメントシステムに基づいて、クレーム処理、是正処置、予防処置を実施する。特に、重要な問題に対しては、品質保証部が主管となり対応し対策を講じる。

- ・ 「文書取扱規程」、「情報システム運用管理規程」、「営業秘密管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「発明考案取扱規程」を基に、全社的な情報資産の機密性、安全性、可用性を確保することを目的とした情報セキュリティ・ポリシーを策定する。
 - ・ 事故・災害に対しては、営業を継続するために必要な費用は各種損害保険等の加入により不測の事態に備えるほか、法令順守を前提に環境マネジメントシステムも含めて防火・防災組織体制を整備し、定期的に避難訓練と合わせた、防火・防災訓練を実施する。
 - ・ 不正行為に対する牽制のため、社外からの郵送物の内容確認を適宜実施する。
- ② 重大な事故、災害が発生した場合には、事前に設定した緊急マニュアルに沿って行動する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
- ① 取締役会は月1度以上開催するほか、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要な意思決定に関して情報交換を行う。
 - ② 当社は、社会経済情勢・業界動向・事業状況を踏まえた経営方針に基づき、必要に応じて中期経営計画を策定し、適宜計画を見直す。中期経営計画は、業務遂行上の基本方針及び中期課題として各本部に周知徹底する。
 - ③ 年次予算は、「予算管理規程」に基づき、決定する。
 - ④ 部門別予算の執行状況及び差異分析の結果は、毎月、取締役会に報告される。
 - ⑤ 基幹システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、効率的に内部統制を進める手段として活用する。
 - ⑥ 組織ミッション、個人の役割を明確にし、予算に基づき、全社事業計画から組織目標、更には個人目標まで一貫性を持った成果責任目標を設定するとともに、職務遂行・成果達成に必要な能力・行動特性であるコンピテンシー目標を設定し、これらの目標の達成度評価に基づいた正社員人事・報酬制度を運用する。
 - ⑦ 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部統制室が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)

子会社についても経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保するものとする。国内外の子会社の管理体制を整備し、「子会社管理規程」を定め子会社の状況に応じて適正な指導・監督を行う。また、子会社の取締役は必要に応じて当社の取締役会及び重要なミーティングに参加し適宜適切に業務報告を行うものとする。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号及び第3号)

- ① 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
- ② 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保する。

- (7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

ロ 子会社の取締役及び監査役並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席を始めとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
 - ② 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、当社及び子会社の取締役及び使用人に該当書類の提示や説明を求めることができる。
 - ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、監査役に報告する。
- (8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)
内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を定めている。

- (9) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行において生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)

取締役及び使用人は、監査役が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求する時は、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- ① 代表取締役は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ② 監査役は、内部統制室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
- ③ 監査役は、監査の実施に当り必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用できる。
- ④ 取締役並びに使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況を監査役に報告しなければならない。また、内部通報制度による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは監査役に報告しなければならない。

(11)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制（金融商品取引法第24条の4の4及び第193条の2第2項）

当社及びグループ会社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行うものとする。

また、財務報告に係る内部統制において、各組織（者）は以下の役割を確認する。

- ① 取締役は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。
- ② 取締役会は、取締役の内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行されているか取締役を監視、監督する。
- ③ 監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。
- ④ 内部統制室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じ内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を取締役並びに取締役会に提唱する。

(12)反社会的勢力排除に向けた体制

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否するものとする。

所轄警察署や滋賀県暴力団追放推進センターとの関係を強化しており、不当要求防止責任者を選任し、緊急時対応のための連携体制を構築している。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記の内部統制システムの基本方針に基づき、当社は具体的な取り組みを実施するとともに、その実効性につき内部統制室が評価し、その結果を代表取締役社長に報告しております。また、人事・総務部及び内部統制室が中心となり、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを実施しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,920,079	流動負債	1,498,090
現金及び預金	973,368	支払手形及び買掛金	147,869
受取手形	2,529	電子記録債務	289,130
売掛金	415,936	一年内返済予定の長期借入金	764,843
電子記録債権	9,680	リース債務	25,443
商品及び製品	243,240	未払金	69,577
仕掛品	30,463	未払法人税等	38,505
原材料及び貯蔵品	198,376	賞与引当金	52,693
その他	46,687	設備関係支払手形	1,133
貸倒引当金	△204	営業外電子記録債務	37,283
固定資産	3,871,057	その他	71,611
有形固定資産	3,721,837	固定負債	2,390,715
建物及び構築物	1,023,766	長期借入金	2,271,092
機械装置及び運搬具	406,341	リース債務	91,196
土地	1,539,795	退職給付に係る負債	17,289
建設仮勘定	682,577	その他	11,138
その他	69,355	負債合計	3,888,806
無形固定資産	106,893	(純資産の部)	
その他	106,893	株主資本	1,922,993
投資その他の資産	42,326	資本金	822,266
繰延税金資産	37,198	資本剰余金	742,266
その他	5,738	利益剰余金	366,439
貸倒引当金	△611	自己株式	△7,980
		その他の包括利益累計額	△29,845
		為替換算調整勘定	△29,845
		新株予約権	9,182
		純資産合計	1,902,329
資産合計	5,791,136	負債純資産合計	5,791,136

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,086,173
売上原価		1,509,076
売上総利益		1,577,097
販売費及び一般管理費		1,252,980
営業利益		324,116
営業外収益		
受取利息	78	
為替差益	7,663	
受取賃貸料	215	
選付金収入	252	
助成金収入	42,186	
その他	4,983	55,380
営業外費用		
支払利息	17,421	
減価償却費	12,256	
その他	1,070	30,748
特別利益		348,748
受取賠償金	5,000	
固定資産売却益	1,258	
新株予約権戻入益	2,539	
保険金収入	43,616	
保険解約益	2,421	54,835
特別損失		
固定資産売却損	173	
固定資産除却損	82,243	
減損損失	62,603	
リース解約損	3,506	148,525
税金等調整前当期純利益		255,058
法人税、住民税及び事業税	42,186	
法人税等調整額	43,084	85,270
当期純利益		169,787
親会社株主に帰属する当期純利益		169,787

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	809,639	729,639	218,654	△7,924	1,750,010
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	12,627	12,627			25,254
剰余金の配当			△22,001		△22,001
親会社株主に帰属する当期純利益			169,787		169,787
自己株式の取得				△56	△56
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	12,627	12,627	147,785	△56	172,983
2022年3月31日残高	822,266	742,266	366,439	△7,980	1,922,993

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算勘定	その他の包括利益累計額合計		
2021年4月1日残高	1,510	△44,016	△42,506	13,472	1,720,976
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					25,254
剰余金の配当					△22,001
親会社株主に帰属する当期純利益					169,787
自己株式の取得					△56
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△1,510	14,170	12,660	△4,290	8,370
連結会計年度中の変動額合計	△1,510	14,170	12,660	△4,290	181,353
2022年3月31日残高	-	△29,845	△29,845	9,182	1,902,329

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数4社

連結子会社の名称

安泰科科技股份有限公司、(株)アテクトコリア、上海昂統快泰商貿有限公司、(株)アテクトエンジニアリング

② 非連結子会社名

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない … 時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ. 棚卸資産

商品及び製品 … 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕掛品 … 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品 … 主として移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 … 定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～47年

機械装置及び運搬具 2年～15年

- ロ. 無形固定資産 …… 定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 …… 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 連結子会社のうち、上海昂統快泰商貿有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同社の3月31日現在で仮決算を行いその計算書類を使用しております。
 なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- ロ. 退職給付に係る負債の計上基準
 主要な海外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ハ. 収益及び費用の計上基準
 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
 約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
 「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

(4) 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定致しましたが、当該累積的影響額はないため、当連結会計年度の期首の利益剰余金にはこれを加減せずに、新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。なお、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

(5) 表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度まで、流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」(前連結会計年度6,530千円)は、重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 37,198千円
- ② その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合、翌連結会計年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 減損損失 62,603千円
- ② その他の情報

固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額等に基づき、減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フロー等について一定の仮定を設定しており、この仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	501,808千円
土地	1,525,693千円
計	2,027,501千円

担保に係る債務

長期借入金	1,000,000千円
-------	-------------

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 2,074,604千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	4,416,100	20,700	—	4,436,800

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加 20,700株

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	15,775	53	—	15,828

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 53株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	22,001	5.00円	2021年 3月31日	2021年 6月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	44,209	10.00円	2022年 3月31日	2022年 6月23日

(4) 新株予約権等に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	28,300	—	28,300	—

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に半導体資材、衛生検査器材、P I M及びその他の事業等の製造販売事業を行うための事業計画や設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門において取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期借入金	3,035,935	3,036,470	535
(2) リース債務	116,639	113,253	△3,386

(*) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、設備関係支払手形、営業外電子記録債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)長期借入金 (1年内返済予定含む)	—	3,036,470	—	3,036,470
(2)リース債務	—	113,253	—	113,253
負債計	—	3,149,723	—	3,149,723

(注) 金融商品の時価算定の方法に関する事項

(1) 長期借入金(1年以内返済予定含む) (2) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の借入を新規に行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	428円22銭
1株当たり当期純利益	38円43銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2022年3月31日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、2022年4月15日に発行いたしました。

I. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

この度のストックオプションは当社役員への付与は致しません。

2021年5月に立案した新中期経営計画『VISION 25/30』を実現するには、当社管理職の働きいかにかかっております。よって、各事業の中核となる管理職に企業経営への参画意識を持たせ、業績向上と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、自社の成長の為の努力を最大の目的とし発行致します。

更に人材流出の防止、社外からの優秀人材の確保、自己資本の充実の点においても有効であると判断し、決定致しました。

II. 発行要領

1. 新株予約権の名称 第18回新株予約権
2. 新株予約権割当て対象者の区分及びその人数及び個数
当社従業員 18名 686個
当社子会社役員 1名 49個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、当社が会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式数を調整することが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で、必要と認める付与株式数の調整を行う。

4. 新株予約権の総数
735個
5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
6. 新株予約権の割当日
2022年4月15日
7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個につき77,700円（1株当たり777円）
8. 新株予約権を行使することができる期間
2025年4月1日から2028年3月31日まで

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	半導体資材事業	衛生検査器材事業	P I M 事業	その他の事業	
日本	165,936	1,673,218	108,386	11,468	1,959,009
韓国	682,807	4,564	17,572	—	704,944
台湾	366,130	990	19,262	—	386,382
その他の地域	31,965	—	3,871	—	35,837
顧客との契約から生じる収益	1,246,840	1,678,772	149,093	—	3,074,705
その他の収益	—	—	—	11,468	11,468
外部顧客への売上高	1,246,840	1,678,772	149,093	11,468	3,086,173

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

半導体資材事業、衛生検査器材事業及びP I M事業

顧客との間に締結した販売契約に基づき財・サービスを顧客に提供する義務があります。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

半導体資材事業、衛生検査器材事業及びP I M事業

製商品出荷時及び検収時に収益を認識する基準を採用しております。

9. その他の注記
(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき、会計上の見積りを行っております。会計上の見積りに用いた仮定について、現時点では新型コロナウイルス感染症の感染拡大による重要な影響はないと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高いため、今後の状況により、仮定に変更が生じた場合には、将来における当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(新型コロナウイルス感染症に関するその他の事項)

新型コロナウイルス感染症の影響にともない、休業を実施したことにより支給した休業手当などについて雇用調整助成金の特例措置の適用を受け、助成金の支給額4,246千円を販売費及び一般管理費ならびに当期製造費用から控除しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,731,556	流 動 負 債	1,614,214
現金及び預金	851,235	支払手形	16,531
受取手形	2,529	買掛金	280,284
売掛金	420,393	電子記録債権	289,130
電子記録債権	9,680	一年内返済予定の長期借入金	764,843
商品及び製品	196,702	リース債権	25,443
仕掛品	23,758	未払金	65,199
原材料及び貯蔵品	170,358	未払費用	18,059
前払費用	9,743	未払法人税等	38,193
未収入金	20,030	預り金	5,280
その他の金	27,332	前受金	20,048
貸倒引当金	△211	賞与引当金	38,289
固 定 資 産	4,294,205	設備関係支払手形	1,133
有形固定資産	3,572,344	営業外電子記録債権	37,283
建物	868,095	その他の	14,493
構築物	27,061	固 定 負 債	2,371,219
機械及び装置	388,031	長期借入金	2,271,092
車両運搬具	2,120	リース債権	91,196
工具器具備品	64,443	長期未払金	390
土地	1,539,795	長期預り保証金	8,541
建設仮勘定	682,796	負 債 合 計	3,985,433
無 形 固 定 資 産	106,893	(純資産の部)	
ソフトウェア	56,518	株 主 資 本	2,031,146
ソフトラウエ	1,176	資本	822,266
電話加入権	1,176	資本剰余金	742,266
その他の他	49,198	資本準備金	742,266
投 資 其 他 の 資 産	614,966	利益剰余金	474,593
関係会社株	585,190	利益準備金	2,200
出資	60	別途積立金	202,593
長期貸付金	1,777	繰越利益剰余金	269,799
繰延税金資産	29,888	自 己 株 式	△7,980
差入保証金	1,847	新株予約権	9,182
破産更生債権	611		
貸倒引当金	△4,408	純 資 産 合 計	2,040,328
資 産 合 計	6,025,762	負 債 純 資 産 合 計	6,025,762

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,202,583
売上原価		1,716,182
売上総利益		1,486,401
販売費及び一般管理費		1,182,863
営業外利益		303,537
受取利息	53	
為替差益	10,386	
受取配当金	117	
受取賃貸料	104,048	
助成金の収入	42,186	
その他	6,527	163,319
営業外費用		
支払利息	17,421	
減価償却費	113,055	
その他	808	131,284
特別利益		335,572
受取賠償金	5,000	
固定資産売却益	1,985	
新株予約権戻入益	2,539	
保険金収入	43,616	
保険解約益	2,421	55,562
特別損失		
固定資産売却損	173	
固定資産除却損	82,233	
減損損失	62,603	
リース解約損	3,506	148,516
税引前当期純利益		242,618
法人税、住民税及び事業税	40,215	
法人税等調整額	33,558	73,774
当期純利益		168,844

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2021年4月1日残高	809,639	729,639	—	729,639	2,200	202,593	122,956	327,750
事業年度中の変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	12,627	12,627		12,627				
剰余金の配当							△22,001	△22,001
当期純利益							168,844	168,844
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	12,627	12,627	—	12,627	—	—	146,842	146,842
2022年3月31日残高	822,266	742,266	—	742,266	2,200	202,593	269,799	474,593

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年4月1日残高	△7,924	1,859,105	1,510	1,510	13,472	1,874,088
事業年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)		25,254				25,254
剰余金の配当		△22,001				△22,001
当期純利益		168,844				168,844
自己株式の取得	△56	△56				△56
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△1,510	△1,510	△4,290	△5,800
事業年度中の変動額合計	△56	172,040	△1,510	△1,510	△4,290	166,239
2022年3月31日残高	△7,980	2,031,146	—	—	9,182	2,040,328

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない……………時価法

株式等以外のもの

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 棚卸資産

商品及び製品……………移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕掛品……………移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

… 定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～47年

機械及び装置 2年～15年

② 無形固定資産

… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ハ. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定致しましたが、当該累積的影響額はないため、当事業年度の期首の利益剰余金にはこれを加減せずに、新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。なお、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

3. 表示方法の変更

(損益計算書)

第3四半期会計期間より不動産賃貸業を開始をしております。これに伴い「営業外収益」に表示していた「受取賃貸料」(前事業年度51,790千円)について「売上高」に、また、対応する原価相当分として「営業外費用」に表示していた「減価償却費」(前事業年度26,050千円)を「売上原価」に表示する方法に変更しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 29,888千円

② その他の情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記(1) 繰延税金資産の回収可能性 ②その他の情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 62,603千円

② その他の情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記(2) 固定資産の減損 ②その他の情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物 501,808千円

土地 1,525,693千円

計 2,027,501千円

担保に係る債務

長期借入金 1,000,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額…………… 1,858,693千円

(3) 休止固定資産

機械及び装置…………… 53,593千円

工具器具備品…………… 363千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	22,110千円
短期金銭債務	150,805千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	116,409千円
営業取引（支出分）	758,963千円
営業取引以外の取引（収入分）	107,775千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	15,775	53	—	15,828

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 53株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	11,663千円
棚卸資産評価損	805千円
減価償却費	1,337千円
未払退職金	118千円
減損損失累計額	38,723千円
貸倒引当金	40,258千円
繰越欠損金	2,952千円
その他	6,348千円
繰延税金資産小計	102,206千円
評価性引当額	△72,318千円
繰延税金資産合計	29,888千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	—千円
繰延税金負債合計	—千円
差引：繰延税金資産の純額	29,888千円

9. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

属性	会社の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任	事業上の関係				
子会社	株式会社 アテクト 코리아	直接 100.0%	2人	製品・原材料の販売及び仕入、営業業務の受託、役務提供	原材料等の販売 (注1)	395,204	未収入金	16,550
					製品・原材料等の購入 (注1)	194,076	買掛金	96,093
							未払金	1,198
子会社	株式会社 アテクト エンジニアリング	直接 100.0%	2人	製品・原材料の販売及び仕入、外注加工の業務委託、管理業務の受託、施設・設備の賃貸提供	外注加工の業務委託 (注1)	545,225	買掛金	53,514
					業務委託料等 (注2)	203,310	売掛金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 売上及び仕入、外注加工等については、市場価格等を勘案して決定しております。

(注2) 経営指導料及び業務委託料等については、業務の内容を勘案して決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	459円43銭
1株当たり当期純利益	38円22銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 収益認識に関する注記

連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

13. その他の注記
(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

連結注記表「9. その他の注記 (追加情報) (新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(新型コロナウイルス感染症に関するその他の事項)

新型コロナウイルス感染症の影響にともない、休業を実施したことにより支給した休業手当などについて雇用調整助成金の特例措置の適用を受け、助成金の支給額3,010千円を販売費及び一般管理費から控除しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社アテクト

取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 坂東 和宏

業務執行社員
代表社員 公認会計士 林 直也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アテクトの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アテクト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社アテクト
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員	公認会計士	坂東	和宏
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	林	直也
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アテクトの2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、監査役会において審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人及び監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社 アテクト	監査役会
常勤社外監査役	樋口善久 ㊞
社外監査役	草地邦晴 ㊞
社外監査役	橋本良子 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（<u>電子提供措置等</u>）の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. 本附則は、<u>2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役香川恵一、古田芳浩、村山憲司の3氏は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数 (株)
1	か がわ けい いち 香 川 恵 一 (1962年7月31日)	1985年4月 日本ビクター㈱入社 1989年4月 太陽誘電㈱ 総合研究所入社 2006年7月 同社子会社㈱ザッツ福島 代表取締役就任 2010年11月 同社 記録メディア事業本部 部長就任 2011年4月 当社入社 生産技術ディヴィジョン リーダー就任 安泰科科技股份有限公司董事就任 ㈱アテクト코리아取締役就任 2012年2月 アテクト・プログレッシブ・アンド・ イノヴェイティブ・マニュ ファクチャリング㈱(現㈱アテクトエ ンジニアリング)取締役就任 2012年6月 当社取締役就任 2013年6月 当社専務取締役就任 2018年6月 当社代表取締役専務就任 2019年7月 ㈱アテクト코리아代表取締役社長 就任(現任) ㈱アテクトエンジニアリング代表 取締役社長就任(現任) 上海昂統快泰商貿有限公司董事長 就任(現任) 安泰科科技股份有限公司董事長就 任(現任) 2020年4月 当社代表取締役副社長就任 2021年6月 当社代表取締役社長執行役員就任 (現任)	16,000
[取締役候補とした理由] 上場会社である太陽誘電株式会社に在職時から技術分野及び事業全般の運営に携わってきた豊富な経験と見識を有しており、当社入社後も専務取締役・代表取締役専務・代表取締役副社長・代表取締役社長執行役員として経営全般において強いリーダーシップを発揮していることから、引続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数 (株)
2	ある た よし ひろ 古 田 芳 浩 (1954年9月22日)	1978年4月 松下電工㈱入社 2008年6月 同社取締役就任 2009年4月 パナソニック㈱システム・設備事業推進本部 副本部長就任 2011年6月 同社常任監査役就任 2015年6月 同社顧問就任 2016年6月 当社監査役就任 2018年1月 ㈱アテクト코리아監査役就任(現任) 2018年1月 ㈱アテクトエンジニアリング監査役就任 2018年6月 当社取締役就任 2019年7月 ㈱アテクトエンジニアリング取締役就任(現任) 2021年6月 当社取締役専務執行役員就任(現任)	—
〔取締役候補とした理由〕 上場会社である松下電工株式会社等に在職時から経営全般に携わってきた豊富な経験と見識を有し、当社入社後も監査役として監査業務に貢献した経験と取締役専務執行役員として経営全般において強いリーダーシップを発揮していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3	※ おお にし まこと 大 西 誠 (1961年12月24日)	1985年4月 東ブラ㈱入社 2004年5月 アルピイ東ブラ㈱射出事業部関西営業部 部長 2014年4月 同社モールドシステム事業部 事業部長 2014年6月 同社取締役モールドシステム事業部 事業部長 2019年4月 竜舞プラスチック㈱ 代表取締役社長(現任)	—
〔取締役候補とした理由〕 アルピイ東ブラ株式会社における事業経営及び竜舞プラスチック株式会社における経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。			
4	※ すぎ やま たか き 杉 山 隆 樹 (1965年12月22日)	1988年3月 三甲㈱入社 2012年6月 同社理事 北海道支店支店長 2016年6月 同社理事 関東支店 次長兼大宮営業所 所長 2019年6月 同社理事 大阪支店 次長兼滋賀営業所 所長(現任)	—
〔取締役候補とした理由〕 三甲株式会社における営業部門での豊富な経験や専門的知識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数 (株)
5	※ いし やま まさ のぶ 石 山 正 信 (1946年9月16日)	1972年4月 三井石油化学㈱入社 2001年6月 三井化学㈱高分子研究所 所長 2005年1月 三井化学ファブロ㈱ 常務取締役 2007年6月 同社副社長 2008年6月 三井化学㈱ 嘱託	—
〔取締役候補とした理由〕 三井化学株式会社及び三井化学ファブロ株式会社において技術分野及び経営全般に携わってきた豊富な経験と幅広い見識を経営全般に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。			
6	※ ふく い けん た ち 福 井 健 太 (1984年10月20日)	2009年12月 有限責任監査法人トーマツ入社 2013年10月 公認会計士登録 2015年2月 税理士登録 2016年1月 福井健太公認会計士事務所開設 (現任)	—
〔社外取締役候補とした理由および期待される役割の概要〕 監査法人での永年にわたる会計監査経験を有しており、業務執行に対する監査・監督機能への貢献を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 福井健太氏は、社外取締役候補者であります。
なお、福井健太氏が原案通り選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第29条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。福井健太氏が原案通り選任された場合に賠償責任の限度を法令が定める額とする責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員賠償責任保険契約を締結しております。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。新任の各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約被保険者となり、2022年9月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定です。
【保険契約の内容の概要】
①被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。
②填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。
③役員の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしている。
6. 所有する当社株式の数は2022年3月31日時点のものであります。

取締役会のスキルマトリックスについて

第2号議案が原案通り承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることとなります。

	氏名	社外・ 独立性	役員が有する知識・経験						
			企業 経営	製造・ 技術	研究 開発	営業・ マーケ ティン グ	財務・ 会計	法務・ リスク マネジ メント	国際性
取締役	香川 恵一		●	●	●				
	古田 芳浩		●				●		●
	大西 誠		●	●					
	杉山 隆樹		●			●			
	石山 正信		●		●				
	福井 健太	独立社外					●		
監査役	樋口 善久	独立社外					●		●
	草地 邦晴	独立社外						●	
	橋本 良子	独立社外			●				

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるひびき監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決議に基づき新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査役会がひかり監査法人を会計監査人候補とした理由は、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制の観点から監査が適切に行われると評価したことに加え、新たな視点での監査が期待できることから、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

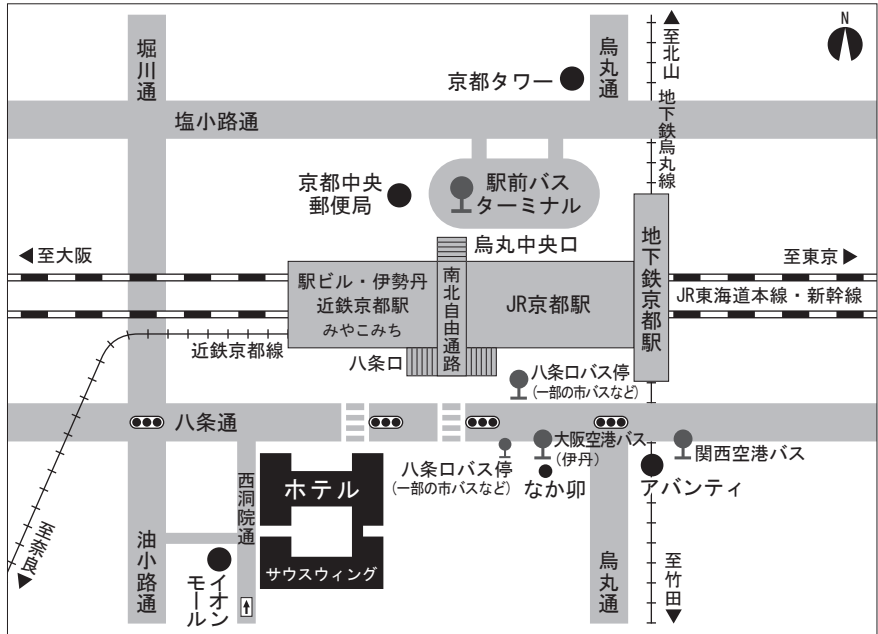
2022年3月末日現在

名称	ひかり監査法人
主たる事務所の所在場所	京都市中京区東洞院通竹屋町下る三本木五丁目470番地
沿革	2007年6月 京都市中京区において設立 2009年12月 東京都千代田区に東京事務所を開設 2021年12月 福岡市にて福岡事務所を開設
概要	資本金 1,100万円 代表社員 8名 社員 3名 職員 公認会計士等 55名(常勤3名、非常勤52名) 公認システム監査人 1名 事務職 4名 合計 71名 監査関与会社 51社

以上

株主総会会場ご案内略図

会場 京都市南区西九条院町17
都ホテル京都八条 地下1階 陽明殿
TEL 075-661-7111 (代表)



- ・ 京都駅八条口より徒歩5分
- ・ 京都駅前バスターミナル（烏丸中央口）からは「南北自由通路」をご利用のうえ、八条口方面へお越しください。